佐賀県告示第三百一号

水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によ ij

平成二十三年十月十一日

佐賀県知事 古川康

一 () 保安林予定森林の所在場所

六一二の一、 伊万里市南波多町原屋敷字横尾六一一の二(次の図に示す部分に限る。 字答岩六六三の

に 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (1)に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとす

る。

一 保安林予定森林の所在場所

ţ 二七、三三六八 四の二から三三一四の四まで、三三一六の一、三三一六の五、三三一六の 伊万里市南波多町府招字道源三一九六、 字櫻ノ峠三三〇三の二、三三一

指定の目的

土砂の流出の防備

- 三 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (1) 町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとす

る。

三 (保安林予定森林の所在場所

伊万里市南波多町 府招字前田八二〇の一、 八二〇の三、 八二、 八三

の一から八二二の三まで

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

- 三 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (1)町 に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 1 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとす

ಠ್ಠ

県土づくり本部森林整備課及び伊万里市農山漁村整備課に備え置いて縦覧に供 次 の図」 及 び「 次のとおり」 ιţ 省略 Ų その図面及び関係書類を佐賀県

する。)